

令和2年10月22日

## 「新しい生活様式」に対応した 文化・スポーツイベント開催支援を拡充します

～ 安全なイベント開催の日常化に向けて ～

市では、特定の公共施設で文化・スポーツイベントを開催する団体等に対し、時限的に会場使用料を50%減免してきましたが、補助対象期間を延長するとともに適用要件を緩和して、更なるイベント開催を後押しします。

### < 制度の概要（変更内容） >

	変更前	変更後
制度名称	文化・スポーツイベント開催支援	同左
対象催事	下記5つの公共施設で開催される文化・スポーツイベント	同左
対象施設	①ふくしん夢の音楽堂(大ホールおよび小ホール) ②パルせいいざか(コンベンションホール) ③キョウワグループ・テルサホール(FTホール) ④こむこむ(わいわいホール) ⑤福島トヨタクラウンアリーナ(メインアリーナ)	同左
主な要件	○3密対策を講じた上で開催されること ○客席等への観客入場を伴うもの(※有料・無料は問わない) ○イベント参加人数が、施設収容人数の50%以内であること ○政治的又は宗教的活動が目的でないこと 他	○業種別ガイドラインに従って感染防止対策を講じること ○客席等への観客入場を伴うもの(※有料・無料は問わない) <u>収容率要件を削除(※収容率100%でも補助対象とする)</u> ○政治的又は宗教的活動が目的でないこと 他
対象者	イベント主催者	同左
支援内容	会場使用料の50%を減免	同左
申請方法	施設へ減免申請を提出	同左
対象期間	施設利用が 令和2年7月10日～10月31日まで	施設利用が 令和2年7月10日～令和3年3月31日まで

担当：文化スポーツ振興室 文化振興課  
室長 村田、課長 佐藤  
電話 024-525-3785（直通）